

昌子の広場

第110報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

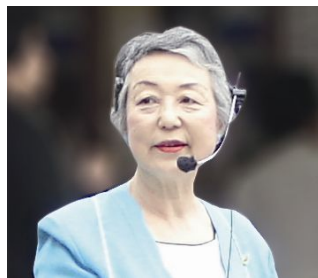
事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



榎尾川ダムで大阪府が隠蔽 第3回定例会での一般質問 上伯太線問題その後

目次

- ・榎尾川ダムで大阪府が隠蔽 P1-2
- ・第3回定例会での一般質問 P2-3
- ・上伯太線問題その後 P3-4
- ・ダンジリ訴訟について、昌子の広場 P4

榎尾川ダムで大阪府国の指針を隠蔽！

ダム推進委員のみに情報提供（河川整備委員会）



10/11河川整備委員会(激論9時間)

榎尾川ダムは今まさに瀬戸際にあります。

10月11日に開かれた大阪府河川整備委員会を傍聴しました。議論は優に9時間にも及び、異例の長さにも拘わらず活発な議論が展開され傍聴した甲斐がありました。

以下はその時の感想です。

11日は朝9時半から夜の7時半まで、ほとんど大阪府公館にいました。理由は公館で行われた「榎尾川ダムの治水手法について」という河川整備委員会を傍聴していたからです。

9時間の議論を聞くだけなら相当退屈したと思われるかもしれませんが、実際はまったく逆で各委員の主張に聞き入っていました。

もちろん身を入れて聞いた委員の発言もありますが、不勉強で一般論しかいえない一部の委員には「もっと資料を読んでおいて！現地の川を見



て！」と切に願いました。

新聞報道にもありましたが、大阪府は国の指針を誤認し、委員の一人から出された「脱ダム案」については従来否定的な見解を示していました。いわく「掘り込み河川において河岸の高さぎりぎりまで水がくるので危険だ」としていました。

ところが平成22年8月9日改訂国土交通省通知で掘り込み河川においては、原則、計画高水位は地盤高程度とする。となっておりこの通知をダム推進の委員には伝えたが、それ以外の委員には伝えていなかったのです。どこかの事件と同じ構図です。

宮本委員が提出した案は河川改修（50ミリ対策）十局所改修（案）でコストは80億円です。更に上流部を複合案にすれば69億円になる可能性もあるとの事です。しかもこの金額はダム中止に伴う費用（ダム中止に伴う追加費用、付け替え道路及び流木対策の計11億円）を含んだ金額です。

一方河川改修+ダム案では今後108億円が必要になります。

午後からは環境に対する討議を行いました。自然調査は過去3回にわたってされており、榎尾山周辺は希

少種を含め、自然が豊かに息づいているとの報告がなされました。又以前から持ち越しになっている「環境コスト」については大阪府側も一度は前に進みかけましたが、一委員からのブレーキで今回も無理な状況になりました。

議論を聞いていて感じた点は御用学者と言われる方がたの存在です。ダムに固執するばかりで、脱ダム案に対して明確な反論がありませんでした。素人にはなんだか文句をつけているだけのよう聞こえました。一人で脱ダム案を提出した宮本委員は多人数を相手に本当によく頑張ってくださいました。孤軍奮闘とはまさにこのことをいうのだと思いました。

委員長とは会議終了後、打ち上げを終えての地下鉄の駅でお会いしました。私達とは違うグループで話をしてもらったと思いますが、委員長はかつての「淀川水系流域委員会副委員長」です。今回も大変な役を引き受けてくださったと感謝しているところです。

委員会は今日が最後との思いで参加しましたが、11月上旬に計画されていると新聞報道がありました。今回は橋下知事の参加がありませんでしたので、次回は是非参加され、議論に耳をすましてほしいと切に願っています。

22年10月15日 金曜日 享月

榎尾川ダム

知事「コスト重視」

専門家意見聞き判断

府が建設の中止を継続かを、河川室が国の指針を踏襲し検討している。榎尾川ダム(和歌山県)をめぐり、府河川室(和歌山県)と河川室(和歌山県)との間で、代案案の有効性について、河川室は「指針への認識が不十分だ」と釈明し、今後30年間で目指す治水目標の「30年に1度の雨(時間雨量65mm)を越える雨量も一定の効果が見込める」として、治水目標の対策として治水目標を

橋下知事は14日大阪府河川室から先日の委員会の状況の説明を公開の場で受けられました。知事は先の情報隠蔽(?)問題を質すと共に、ダムに代わる代替案を有力と考えているのではと期待を持っています。一度消えかけたと思っただけが再び輝きを取り戻しつつある様にも思えます。

●凍結中の工事を再開か

大阪府は榎尾川ダムの工事を一時凍結し、委員会等の審議結果を待って知事が工事を中止するか再開するかを決めることになっていますが、現実には安全対策と言ってダム関連工事を進めていることが明らかになりました。知事のガバナンスが問われているのです。



第3回定例会での一般質問

今回の定例会で以下の一般質問を行いました。

- 仮称和泉再生プランについて
 - 新住宅市街地開発法における公益施設のあり方
 - 町会館等整備助成金について
- 以下その概要をお知らせします。

<仮称和泉再生プランについて>

信太山のスポーツ施設について

<質問> 貴重な自然が残っている信太山湿地にスポーツ施設を作る計画があるか

<市長> 自然を保護する気持ちに変わりがないが、行政として一旦スポーツ施設として説明した経緯もあり、これを変更するには市民の意見も聞く必要がある。

<要望> 信太山の生物多様性、特に貧栄養の植物については非常に高い価値があるという指摘がある。そのあたりも十分勘案をして検討をしていただきたい。

庁舎の耐震化について

<質問> 庁舎は建て替えか、耐震補強か

<答弁> 庁舎1号館等が耐震基準を下回っており、平成27年度末までに耐震化を行う必要があることから、耐震改修工事を行うのか、建てかえるのか、また建てかえの場合、その規模、手法等について検討整理を行い、結論を早期に示したい。

<要望> 年間借地料として庁舎だけで3,179万円、駐車場は2,663万円、あわせて年間5,842万円もかかっているがこれらも含め検討いただきたい。

障がい者等給付金について

<質問> 障がい者給付金が減額されているが、復活した敬老祝い金と均衡を欠くのでは

<答弁> 府内の多くの市町村で廃止される中で、本市は減額に留めており、段階的に減額する対応もしている。

<要望> 障がいは好んでなるものではない。立場の弱い人に目を当てるのも行政の一つではないか。見直しを求める。

市長公約について

<質問> 市長公約の実施工程表はいつでるのか

<市長> 9月から11月の間には出す

<質問> 市民税の減額の方法は

<答弁> 歳入を減額する場合には市債の制限を受ける可能性が高いこと。また、減額相当を歳出で交付する場合は、その交付額が課税所得とみなされる懸念があること等の問題があり現在検討中である

<要望> 今のスケジュールでは実施するとしてもH24年度1年限りとなる公算が大きい。その財源は貴重な基金の取り崩しでしか対応出来ないのでは。市長のメンツに拘る施策は財政規律の面からも問題である

<自治会館等の公益施設について>

<質問> 光明台の自治会館は155平方メートルという小さな自治会館が建てられている。和泉市が宅地開発を許可する条件として鶴山台と同等の規模とし、その内容については別途協議するとされていたのに、鶴山台自治会館と比べ小さすぎる。何故このようになったのか

<答弁> 相当前の話でURにも確認したが、別途協議の結果このようになったと思われる

<質問> 和泉市の宅地開発条例ではこの155平方メートルの規模は125戸の開発に相当する自治会館の規模だ。2000戸の住宅がある光明台でこの施設規模が公益施設として十分な機能を果たしているのか

<答弁> 住民の方にも特に問題視はされていない

<質問> 民間開発は条例で厳しく規制しながら、URの様な公的開発は別途協議で甘くなっている。寧ろ逆ではないか。和泉市のまちづくりの上から行政はどう考えているのか

<答弁> (まともな答弁なし)

<意見> 昭和63年から平成13年までのこの期間に和泉市は、この協議書というのをなくしている。本来であれば鶴山台と同等のものをつくるというふうに先輩たちが獲得したものだ。何故そのことを前提にして事前協議に入らないのか。行政の継続性上も問題だ。

<町会館の建築確認について>

<質問> 前回の定例会で、大野町及び若樫町の町会館が建築確認を受けていないことが明らかになり、調査するとの事であったがその後の経過は

<答弁> 有資格者による現地調査を行い建築基準法上実体的な規定に抵触しているか否かを確認する必要がある。万が一抵触事項があった場合は是正工事を行う必要がある。両町会長に対し、建築基準法に基づく工事管理報告書の提出を指導し、提出後関係課にて審査を行い、是正箇所があれば是正を行っていく

<質問> いつまでに終息の予定か。又両町会館は安全が保障されているのか

<答弁> 11月中には調査を終え、是正工事が必要な時は来年3月までに行う。安全性は調査結果を見ないとわ

上伯太線問題のその後

からない。

●市が前市長等へ損害賠償請求の訴訟をおこす
和泉市は前市長等に松尾寺代替グラウンドの整備により市に損害を与えたとして、9月15日に大阪地裁堺支部に提訴しました。訴状によりますと

<違法性>

松尾寺仮設グラウンドは、王子グラウンドが撤去されてから移設整備される間の代替施設として仮整備されたものである。上伯太線の整備事業は土地収用法の規定が適用される都市計画事業であり、収用地上にある本件グラウンドのような施設を公共事業の為に撤去移設する場合は、王子グラウンドの撤去と移設に限られ、本件の様な代替グラウンドの整備はこれを逸脱している。土地収用法ないし任意買収に用いられる損失補償額に照らしても本件代替グラウンドの整備は違法である。又損失補償を請求しうる者は土地の所有者、借地権者及び地上物件の所有者に限られ、単なる利用者に過ぎない和泉北リトルリーグは損失補償の請求権を有しない。

<市長等の責任>

前市長は原告（和泉市）の利益の為に誠実に受任事務を遂行すべき義務を負っていたのにも拘わらず、補償基準を逸脱し、松尾寺グラウンドを整備したことは、善管注意義務に反する。

又その他の被告は、前市長と同様理由で雇用契約上の義務に反した。以上の被告の債務不履行責任は不真正連帯債務となる。

<損害賠償請求額>

- ①松尾寺グラウンド整備費用 52,845,450円
 - ②URへの固定資産税等の減免額 6,030,620円
 - ③借地料相当額 13,207,950円
- 損害額は①+②-③=45,668,120円

●裁判の状況

第1回の口頭弁論が大阪地裁堺支部で12/3に開かれます。

●住民訴訟との関連

既にこの訴訟に先立ち、同じ事件で住民訴訟が行われています。この訴訟で請求されている範囲で住民訴訟は訴えの利益が無くなりますが、住民訴訟の方が請求額が大きいので、住民訴訟は継続されると思われます。

ダンジリ訴訟の状況

●請求棄却（原告敗訴）

私が原告となって訴えていました住民訴訟（ダンジリ訴訟）は、大阪地裁で10/1請求棄却の判決がありました。原告敗訴の判決です。

請求が棄却された理由は、以下の大きく2点です。

- ①ダンジリ小屋は町会館の一部と評価され、要綱に反しないし、公益にも資する
- ②申請にあたり実際と異なる図面を添付したのは、反対する住民にダンジリ小屋を造ることを糊塗するためになされたもので、助成金の審査に何ら影響していない

●判決の評価

この判決は到底認めることが出来ません。その理由は大きく3点です。

- ①ダンジリ小屋を町会館の一部と評価するのは、一般の常識と大きく乖離し、ダンジリ小屋（それも独立したダンジリ小屋）が町民の集会等に利用される建物であるとの判断は拡大解釈です。監査委員も拡大解釈と評価しています。判決ではダンジリ小屋と会館は構造上一体と評価していますが、建物の構造上は全く独立し、会館から直接ダンジリ小屋に行けないことなどから、たまたま隣接しているだけで一体化しているとは到底評価できません。

既に多くのダンジリ小屋が建設されていますが、少なくとも独立したダンジリ小屋に助成金が支給された例はないし、一般市民にもダンジリ小屋が町会館の助成金の対象とは理解されていません。

- ②異なる図面を添付したこと

判決では前町会長の証言は信用できないと判断したのは評価できますが、反対住民を騙すために行ったとの判断は全く的はずれです。何故なら助成金の申請時には既に町会館は完成しており、そのような時にダンジリ小屋と判らないよう助成金の申請に異なる図面を添付してもなんら効果の無いことは明らかです。異なる図面を添付した目的は、申請の内容をダンジリ小屋と判らないようにするためで、違法な申請に相当します。

- ③この倉庫は建築確認を取得していませんが、判決では建築確認を取得しなければならない証拠が無い。このことにより特に障害は出ていないし、取り壊しなどの命令も無い等の理由で助成金の支出に特に障害にはならないと判断しました。

しかしこの判断は建築基準法での建築確認の事前審査

の趣旨を正しく理解せず、和泉市で一定の規模の建築物が建築確認が必要な事は建築関係者には常識であり、意図的に建築確認申請を行わなかった事は極めて重い瑕疵に相当します。和泉市に提出する建築確認の図面と申請図面が違うことが露見しないように、建築確認申請を意図的に行わなかったと考えるべきです。

以上の理由で高裁に控訴しました。

昌子の日記

- 10/1 本会議
- 10/2 街づくり夢基金事前相談
- 10/3 緩和ケア病棟「いずみ」内覧会
- 10/4 都市計画公聴会（公述人として意見陳述）
- 10/5 和泉中央駅会報配布、性感染症講座支援（誠風中学校）
- 10/6 和泉中央駅会報配布
- 10/7 共創和泉行財政懇話会傍聴、自治基本条例再検討委員会傍聴
- 10/8 和泉中央駅会報配布、桃山学院大学、成美高校へ
- 10/11 大阪府河川整備委員会傍聴
- 10/12 和泉中央駅会報配布、ダム定例会
- 10/17 万葉の旅「平城遷都 1300 年祭」人恋ふる佐保路へ
- 10/18-10/22 決算審査特別委員会
- 10/23 商工・農林・上下水道フェア
- 10/25 住民監査請求意見陳述傍聴、自治基本条例説明会
- 11/27 事務所運営委員会、大阪府庁へ
- 11/28 近畿市民派議員学習・交流会
- 11/29 大阪高等裁判所「合意充当」判決

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

（事務所 緑ヶ丘1-3-15）

万葉講座（場所 緑ヶ丘自治会館にて）

・講師 大高勇さん（全国万葉協会会員）

・会費 1,000 円（3 か月分） 14-16 時

・86 回 11/13（土）石見の海 柿本人麻呂、妻への絶唱

・87 回 12/11（土）心にごる問答歌

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂きます>

ちぎ絵

・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料

・11月10日（水）13時～16時

パソコン講座（参加費無料）

・第2、第4週の火曜 10時～12時、

同じく 木曜 14時～16時

・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになります。

市政相談会

・第2、4水曜日 20:00～21:30